

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者
- 衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数（二件）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙長の事務を行う場所

ページ

一 二 二 二 二 二 三 三 三 三 四 四

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙長の事務を行う場所

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙長の事務を行う場所

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時

○ 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所

○ 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時

### 選挙管理委員会

○ 宮選管告示第百二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び同法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院議員総選挙における選挙長、宮城県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十六年十二月二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

衆議院小選挙区選出議員選挙

宮城県第一区

選 挙 長 仙台市泉区加茂四丁目二番地の二 菊 地 光 輝

同職務代理者 黒川郡富谷町成田三丁目一番地八 藤 田 信 治

宮城県第二区

選 挙 長 仙台市泉区加茂四丁目二番地の二 菊 地 光 輝

同職務代理者 黒川郡富谷町成田三丁目一番地八 藤 田 信 治

宮城県第三区

選 挙 長 仙台市泉区加茂四丁目二番地の二 菊 地 光 輝

同職務代理者 黒川郡富谷町成田三丁目一番地八 藤 田 信 治

選 挙 長 仙台市泉区加茂四丁目二番地の二 菊 地 光 輝  
 同職務代理者 名取市増田一丁目八番六号 富 田 政 則  
 宮城県第四区

選 挙 長 仙台市泉区高森四丁目二番地の一五 川 村 武  
 同職務代理者 名取市増田一丁目八番六号 富 田 政 則  
 宮城県第五区

選 挙 長 仙台市泉区高森四丁目二番地の一五 川 村 武  
 同職務代理者 宮城県利府町菅谷台一丁目六番地の三 伊 藤 正 弘  
 宮城県第六区

選 挙 長 仙台市泉区高森四丁目二番地の一五 川 村 武  
 同職務代理者 宮城県利府町菅谷台一丁目六番地の三 伊 藤 正 弘  
 衆議院比例代表選出議員選挙

選 挙 分 会 長 白石市城北町二番二六号 佐 々 木 と し 子  
 同職務代理者 仙台市宮城野区鉄砲町一八番地の五 齊 藤 幸 治  
 ○宮選管告示第百三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院議員総選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。  
 平成二十六年十二月二日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙会  
 一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁  
 二 日 時 平成二十六年十二月十七日 午前十時  
 衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁  
 二 日 時 平成二十六年十二月十七日 午前十時  
 ○宮選管告示第百三十一号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条及び同法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条で準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十六年十二月二日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

宮城県審査分会長 白石市城北町二番二六号 佐 々 木 と し 子  
 同職務代理者 仙台市宮城野区鉄砲町一八番地の五 齊 藤 幸 治  
 ○宮選管告示第百三十二号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条で準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりとする。  
 平成二十六年十二月二日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁  
 二 日 時 平成二十六年十二月十七日 午前十時  
 ○宮選管告示第百三十三号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。  
 平成二十六年十二月二日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

宮城県第一区 候補者一人につき 金 二五、四三五、七〇〇円  
 宮城県第二区 候補者一人につき 金 二五、六四四、二〇〇円  
 宮城県第三区 候補者一人につき 金 二三、三六四、三〇〇円  
 宮城県第四区 候補者一人につき 金 二二、九一六、四〇〇円  
 宮城県第五区 候補者一人につき 金 二二、五七三、二〇〇円  
 宮城県第六区 候補者一人につき 金 二三、二八五、六〇〇円  
 ○宮選管告示第百三十四号

平成二十六年十二月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求

に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一五九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数

三三八、四九四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七九、五三四	岩沼選挙区	一一、七九一
宮城野選挙区	五〇、九〇〇	登米選挙区	二三、一九三
若林選挙区	三五、七六三	栗原選挙区	二〇、六二五
太白選挙区	六一、二五八	東松島選挙区	一〇、八七〇
泉選挙区	五八、七六四	大崎選挙区	三六、八九五
石巻・牡鹿選挙区	四三、六〇七	柴田選挙区	二二、九三二
塩釜選挙区	一五、七二三	亘理選挙区	一三、〇七四
気仙沼・本吉選挙区	二三、〇九一	宮城選挙区	一三、八一六
白石・刈田選挙区	一四、一五二	黒川選挙区	二四、二〇一
名取選挙区	二〇、〇〇一	加美選挙区	九、〇三五
角田・伊具選挙区	一一、八一五	遠田選挙区	一一、九一七
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、〇三五		

○宮選管告示第百三十五号

平成二十六年十二月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、四九四

○衆選一告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 菊 地 光 輝

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選二告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 菊 地 光 輝

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十六年十二月十一日 午後五時

○衆選二告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 菊 地 光 輝

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選二告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙立会人のく

じは次のとおりこれを行う。  
平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 菊 地 光 輝

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十六年十二月十一日 午後五時

○衆選三告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 菊 地 光 輝

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選三告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 菊 地 光 輝

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十六年十二月十一日 午後五時

○衆選四告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 川 村 武

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選四告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 川 村 武

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十六年十二月十一日 午後五時

○衆選五告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 川 村 武

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選五告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 川 村 武

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十六年十二月十一日 午後五時

○衆選六告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区

選挙長 川 村 武

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選六告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区

選挙長 川 村 武

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十六年十二月十一日 午後五時

○衆比選告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 佐々木 とし子

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十六年十二月二日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 佐々木 とし子

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十六年十二月十一日 午後五時

○国審官告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮城県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二日

最高裁判所裁判官国民審査

宮城県審査分会長 佐々木 とし子

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁